

看護師による積極的な実施が期待される業務・行為について（案）

- 「今後の検討に係る論点」（第4回チーム医療推進会議資料）の2.の「③現行の看護基礎教育で対応可能であり看護師の更なる活用が望まれる業務・行為群」としては、以下の業務・行為が挙げられるものと想定される。（いずれも医師の指示に基づき実施）
- ・ 人工呼吸器を装着した患者に対して、看護師が、動脈ラインからの採血を実施しつつ血液中のガス濃度等のモニターを行うことにより、患者の状況を適時適切に把握することが可能となる。また、患者の状態が安定していることを確認の上、動脈ラインの抜去・圧迫止血を行うことにより、患者及び医師の負担軽減を図ることが可能となる。
 - ・ 胸痛等の胸部症状のある患者に対して、看護師が、12誘導心電図検査を速やかに実施することにより、患者の病態を迅速に把握することが可能となる。また、心肺停止患者への気道確保・マスク換気や、低血糖時のブドウ糖投与（経口又は静脈内投与）、末梢血管静脈ルートの確保と輸液剤の投与等を実施することにより、緊急に処置が必要な患者に対して迅速に対応することが可能となる。
 - ・ 患者に対する排泄ケアの一環として、看護師が、必要に応じて導尿や尿道留置カテーテルの交換（抜去・挿入）、浣腸等を実施することにより、患者の病態の変化に応じ、個々の患者の排泄習慣等を踏まえた適切な排泄ケアを提供することが可能となる。
 - ・ 患者の創傷管理の一環として、看護師が、創部の洗浄・消毒等を実施することにより、患者の創傷の状態に応じた迅速かつ適切な創傷管理を実施することが可能となる。
- 上記の業務・行為については、現行の看護基礎教育を基盤として実施し得るものと考えられる。このため、積極的に看護実践の中で実施することにより、患者に良質な看護サービスが提供できると考えられる旨、厚生労働省において周知を図ることが適当である。
- なお、上記の他、患者に良質な看護サービスを提供する観点から看護師による積極的な実施が期待される業務・行為や、そのために必要とされる基礎教育・継続教育の内容について、引き続き検討を進める必要がある。